

令和3年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

令和3年3月8日(月)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	参事(特命担当)	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	復興定住推進課長	武藤亨介君
税務課長	小野純一君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	片倉剛君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	千葉恭啓君

---

議事日程第4号

令和3年3月8日(月曜日) 午前10時 開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第22号 令和3年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第23号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第24号 令和3年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第25号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計予

		算
日程第 6	議案第 2 6 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 7 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計 予算
日程第 8	議案第 2 8 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計予算
日程第 9	議案第 2 9 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 3 0 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 2 2 号	令和 3 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 3 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 4 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 5 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予 算
日程第 6	議案第 2 6 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 7 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計 予算
日程第 8	議案第 2 8 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計予算
日程第 9	議案第 2 9 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 3 0 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計予算

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、  
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署  
名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐藤千加雄議員及び6番  
田中みつ子議員を指名いたします。

日程第 2	議案第 2 2 号	令和 3 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 3 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 4 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 5 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 6 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 7 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 2 8 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 2 9 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 3 0 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第 2、議案第22号 令和 3 年度大郷町一般会計予算、日程第 3、議案第23号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第 4、議案第24号 令和 3 年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第 5、議案第25号 令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 6、議案第26号 令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第 7、議案第27号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 8、議案第28号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第 9、議案第29号 令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第10、議案第30号 令和 3 年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第22号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第22号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

予算書 2 ページをお開き願います。

議案第22号 令和 3 年度大郷町一般会計予算。

令和 3 年度大郷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務

を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和3年度一般会計予算の概要につきまして御説明いたします。

予算の総額は51億円で、前年比2億8,000万円、率にして5.8%の増で、前年度を上回る予算となりました。

これにつきましては、一昨年の中日本台風復興事業として中粕川地区分譲宅地整備及び防災拠点施設整備並びに中村原地区の災害公営住宅地、分譲宅地整備関連経費の増となったことが主な要因でございます。

歳出の概要につきましては、継続事業であります町道土橋明ヶ沢線道路改良工事、町道柏木原小梁川線測量設計業務、新規事業として、先ほど申し上げました復興事業のほか、経年劣化しました町営住宅希望の丘団地並びにふれあいセンター21の屋根、外壁塗装等工事、物産館の防犯カメラ設置工事などを計上したところでございます。

歳入面ですが、まず町税関係ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの税目で減少が見込まれることから、当初予算ベースで対前年比2.4%の減となっております。

次に、交付金関係です。令和3年度の国の地方財政対策において、一般財源の総額が63.1兆円と、前年比0.5%の減とされております。内訳としては、地方交付税並びに臨時財政対策債の増が見込まれるものの、

地方税並びに地方譲与税の減によるものでございます。地方交付税は全国ベースで前年比5.1%の増額とするものとなっておりますが、本町では災害廃棄物処理費の減などによる特別交付税の減により、前年比121万3,000円の減の13億4,000万1,000円を計上したところでございます。

財源措置としましては、令和3年度においても、ハード事業につきましては関係する国・県支出金を計上したほか、裏負担としての地方債及び公共施設整備基金繰入れ等の措置を講じております。

また、歳入につきましては、不確定要素があることから、財政調整基金などからの繰入れにより収支均衡を図っており、基金繰入金は前年比1億4,566万4,000円増の6億1,908万8,000円を、また、町債は5,917万1,000円増の4億7,198万8,000円を計上し、財源調整を図っているものでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する子育て支援、定住促進事業及び被災住宅再建支援事業などについては、前年度同様、未来づくり基金を充当しております。

概要につきましては以上でございます。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を説明いたします。なお、予算額につきましては千円単位により説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第1款町税。全体では10億5,480万3,000円で前年比2,631万9,000円の減でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの税目の減少が見込まれることから減額予算としたものでございます。

うち、第1項町民税は2億9,655万円で、前年比1,981万9,000円の減でございます。個人町民税、法人町民税ともに減となるものでございます。

第2項固定資産税は6億4,627万1,000円で、前年比137万3,000円の減でございます。

第3項軽自動車税は2,841万4,000円で、前年比20万3,000円の減でございます。

第4項町たばこ税は8,153万4,000円、前年比464万1,000円の減でございます。

第5項入湯税203万4,000円で、前年比28万3,000円の減となっております。

第2款地方譲与税3,279万9,000円で、前年比1,031万3,000円の減でございます。

第1項地方揮発油譲与税には730万円で、前年比440万円の減でございます。

第2項自動車重量譲与税は2,250万円で、前年比750万円の減となっております。

第3項地方道路譲与税は1,000円で、科目計上のみでございます。

第4項森林環境譲与税は299万8,000円で、前年比158万7,000円の増でございます。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金37万6,000円で、前年比7万5,000円の増となっております。県の見込みによるもので、以下の交付金も同様でございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金177万5,000円、前年比29万7,000円の増でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金117万8,000円で、前年比9万5,000円の減でございます。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金1,318万3,000円で、前年比612万9,000円の増でございます。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億7,271万3,000円、前年比1,075万2,000円の減となっております。

第8款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金5,900万円で、前年同額の計上となっております。ゴルフ場利用税につきましては廃止の議論もある中、昨年11月のゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の要請活動などにより、令和3年度の廃止は見送られたものでございます。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金434万3,000円、前年比22万円の減となっております。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金160万円で前年同額でございます。

次ページでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税13億4,000万1,000円。普通交付税につきましては、12億6,000万円で前年同額の計上です。特別交付税は8,000万円で、前年比121万3,000円の減でございます。震災復興特別交付税につきましては1,000円で、前年同額の計上となっております。

第12款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金75万円で、前年比5万円の減となっております。

第13款分担金及び負担金405万7,000円で、前年比145万円の増となっております。

ございます。

第1項負担金は405万7,000円で、放課後児童クラブ保育料、老人保護措置費で、養護老人ホーム入所者の増により増額計上となったものでございます。

第14款使用料及び手数料7,242万6,000円で、前年比176万2,000円の減となっております。

うち、第1項使用料5,084万9,000円で、住民バス乗車料、町営住宅使用料などでございます。住民バス乗車料につきましては、少子化などにより利用者が減となっていることから、減額計上となったものでございます。

第2項手数料は2,157万7,000円で、戸籍諸証明手数料、廃棄物搬入手数料などでございます。

第15款国庫支出金は5億3,902万7,000円で、前年比5,503万1,000円でございます。

うち、第1項国庫負担金は3億564万3,000円で、児童手当負担金、障害福祉サービス費負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費負担金などが主なものでございます。

第2項国庫補助金は2億2,310万円で、子ども・子育て支援交付金、町道改良、橋梁補修、公営住宅外壁等修繕に係る社会資本総合整備交付金、災害公営住宅整備事業補助金、中粕川地区の復興に向けた宅地耐震化事業及び中粕川地区防災拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金が主なものでございます。

第3項委託金1,028万4,000円で、基礎年金等事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金が主なものでございます。

第16款県支出金は3億889万3,000円で、前年比80万7,000円の減となっております。

第1項県負担金は1億6,264万1,000円で、児童手当負担金、国保後期基盤安定負担金、障害福祉サービス費負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費負担金などが主なものでございます。

第2項県補助金は1億2,078万8,000円で、障害者医療費補助金、子ども・子育て支援交付金、認定こども園関連の子供のための教育保育給付費補助金、多面的機能支払交付金、農地中間管理機構集積協力金、前川地区圃場整備事業関連の県営農業競争力強化農地整備事業補助金、仮設住宅維持管理等補助金、不登校対策としてのみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金、市町村振興総合補助金が主なものでござい

ます。

第3項委託金2,546万4,000円で、個人県民税徴収取扱費委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金、宮城県知事、衆議院議員選挙執行経費が主なものでございます。

第17款財産収入5,221万8,000円で、前年比24万2,000円の減となっております。

第1項財産運用収入は5,221万5,000円で、町有財産貸付収入及び各種基金利子収入でございます。旧山中教員住宅解体に伴う町有財産貸付収入の減などにより、減額となったものでございます。

第2項財産売払収入は3,000円で、科目計上でございます。

第18款寄附金第1項寄附金1億1,000万1,000円、前年比932万5,000円の増でございます。ふるさと納税に関する寄附金につきましては、1億1,000万円でございます。ふるさと納税につきましては、昨年12月より企業版ふるさと納税を開始したことにより、増額計上したものでございます。

第19款繰入金は6億7,563万9,000円で、前年比1億9,674万8,000円の増でございます。

第1項基金繰入金は6億1,908万8,000円で、ハード事業に関する裏負担財源及び一般財源不足について、財政調整基金などから繰入れするものでございます。

第2項特別会計繰入金は5,655万1,000円でございます。高崎団地、中村原地区の土地売払収入分を宅地分譲事業特別会計から繰入れするものなどがございます。

次ページをお開きください。

第20款繰越金第1項繰越金は4,000万円で、前年と同額の計上でございます。

第21款諸収入1億4,322万円で、前年比354万7,000円の増でございます。

第1項延滞金加算金及び過料は5万円で、町税延滞金で前年同額の計上でございます。

第2項町預金利子は3,000円で、普通預金運用利子でございます。

第3項貸付金元利収入は3,481万1,000円で、奨学資金「未来づくり事業」、災害援護資金、地域総合整備資金などの各貸付金の返済金でございます。

第4項受託事業収入1,292万4,000円で、高齢者保健事業と介護予防等一体的実施事業収入及び農地中間管理事業事務委託費などがございます。



第5項雑入は5,183万2,000円で、各種検診自己負担金、学校給食費収入などでございます。

第6項ボートピア事業交付金3,160万円で、来場者数の減などにより前年比46万円の減収を見込んでございます。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,200万円で、来場者数の減により前年比536万円の減収を見込んでございます。

第22款町債第1項町債は4億7,198万8,000円で、前年比5,917万1,000円の増となっております。土木債につきましては、土橋明ヶ沢線及び柏木原小梁川線の道路改良工事などに係る公共事業等債で1,260万円、希望の丘団地外壁等修繕工事及び災害公営整備事業に係る公営住宅建設事業債7,620万円、西光寺川などの堆積土砂の掘削に係る緊急しゅんせつ推進事業債6,230万円、中粕川地区の宅地耐震化推進事業及び防災拠点整備事業に係る公共事業等債2,750万円、中村原地区の造成分譲事業に係る一般単独事業債2,400万円。農業債につきましては、前川地区圃場整備事業に係る公共事業等債680万円、ふれあいセンター21の屋根、外壁塗装等工事に係る公共施設等適正管理推進事業債6,440万円。臨時財政対策債は1億9,818万8,000円となっております。

歳入合計51億円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧いただきます。

第1款議会費第1項議会費9,950万円、前年比71万8,000円の減となっております。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料が主なものでございます。議員共済組合負担金の負担率の改正などにより、減額となったものでございます。

第2款総務費は9億7,706万4,000円で、前年比3,445万6,000円の増となっております。

第1項総務管理費8億5,596万2,000円で、総務部門の職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、ふるさと応援寄附関連経費、住民バス運行費、交通防災対策費、夏祭り事業費などに係るものでございます。ふるさと応援寄附金並びに中村原地区の分譲開始等に伴う未来づくり基金、公共施設整備基金及び庁舎建設基金積立ての増などにより、増額となったものでございます。また、全職員の人件費のうち、通常の間外勤務手当につきましては、前年比3割減の約700万円の削減をしたところでございます。

第2項徴税费6,729万7,000円で、職員人件費並びに経常的な賦課徴収

経費でございます。人事異動による人件費の減により減額となったものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費3,119万8,000円で、職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費などがございます。前年度に計上しておりました戸籍情報システム改修業務の完了などにより、減額となったものでございます。

第4項選挙費2,022万6,000円で、選挙管理委員会費、町長選挙などの経費でございます。今年度、町長選挙、宮城県知事選挙及び衆議院議員選挙が行われることから、大幅に増額となったものでございます。

第5項統計調査費94万7,000円です。各種統計調査の経費などがございます。前年度に計上しておりました国勢調査の終了などにより、減額となったものでございます。

第6項監査委員費143万4,000円でございます。監査委員の報酬、費用弁償、研修旅費などがございます。

第3款民生費11億9,465万3,000円で、前年比125万7,000円の減となっております。

うち、社会福祉費につきましては7億1,745万8,000円で、前年比4,475万7,000円の減でございます。職員人件費、各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金などを計上してございます。前年度に計上しておりました東日本台風により被災された方への災害援護資金貸付金の終了及び障害福祉計画策定業務の完了などにより、減額となったものでございます。

第2項児童福祉費4億7,612万5,000円で4,350万円の増となっております。認定こども園、児童館の運営経費、医療費助成等でございます。認定こども園並びに放課後等デイサービス利用者の増などにより、増額となったものでございます。

第3項災害救助費108万円です。前年同額の計上でございます。応急仮設住宅談話室等の維持管理経費でございます。

次に、第4款衛生費4億475万3,000円で、前年比480万4,000円の減となっております。

第1項保健衛生費1億7,475万7,000円で、前年比2,401万4,000円の増でございます。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金、保健センター管理費などがございます。予防接種費補助金等の増により、増額となったものでございます。

第2項病院費7,472万6,000円で、前年比291万4,000円の減でございます。

す。公立黒川病院負担金並びに出資金でございます。

第3項清掃費1億5,527万円で、前年比2,590万4,000円の減でございます。ごみ処理、し尿処理の黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務などがございます。ごみ焼却処理分の黒川行政負担金の減により、減額となったものでございます。

第5款農林水産業費3億2,434万6,000円で、前年比2,359万4,000円の減となっております。

第1項農業費3億1,938万3,000円で、前年比2,554万2,000円の減でございます。職員の人件費、農業委員会運営費、各種団体への補助金、開発センター指定管理委託料、農集排特別会計繰出金及び排水機場の補修及び機能保全、前川地区県営圃場整備事業調査費負担金並びに経営体育成換地等調整事業、経年劣化したふれあいセンター21の屋根、外壁塗装等工事、物産館の防犯カメラ設置工事などについて計上してございます。

第2項林業費496万3,000円で、前年比194万8,000円の増でございます。松くい虫被害木の伐倒業務、黒川森林組合出資金、森林環境整備基金積立てなどがございます。

第6款商工費第1項商工費2,394万6,000円で、前年比365万7,000円の減でございます。職員人件費、くろかわ商工会補助、割増商品券発行事業補助、小規模事業者経営改善資金利子補給、くろかわ創業支援事業補助金、消費生活相談経費などがございます。

第7款土木費9億4,323万1,000円で、前年比2億9,472万4,000円の増でございます。

第1項土木管理費3,882万4,000円で、対前年比73万2,000円の減でございます。職員人件費などの管理経費の計上でございます。

第2項道路橋梁費7,792万9,000円で、前年比5,950万6,000円の減でございます。除草、敷き砂利業務、緊急維持工事費などを計上したほか、町道土橋明ヶ沢線改良工事、町道柏木原小梁川線測量設計業務、町道吉ヶ沢屋敷線道路改良工事に伴う土地購入費並びに橋梁点検業務などを計上したものでございます。

第3項河川費7,099万円で、前年比6,233万3,000円の増でございます。粕川地区堤防除草作業業務、河川緊急しゅんせつ工事が主なものでございます。

7ページをお開きください。

第4項住宅費1億8,682万5,000円で、前年比2,751万1,000円の減でございます。町営住宅の維持管理経費、希望の丘団地の屋根、外壁等修繕

工事、災害公営住宅の敷地造成工事などがございます。

第5項都市計画費5億6,866万3,000円で、対前年3億2,014万円の増となっております。公園管理費、下水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計への繰出金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として住宅リフォーム助成金、定住促進事業補助金、移住支援事業補助金、被災住宅再建支援金、防災住環境整備支援事業補助金、地方創生推進連絡協議会補助金、地域おこし協力隊に関する費用、東日本台風の復興事業としての中粕川地区分譲宅地整備及び防災拠点施設整備並びに中村原地区分譲宅地整備関連経費等を計上してございます。

第8款消防費第1項消防費2億972万円です。前年比934万5,000円の増でございます。消防団員の報酬、費用弁償及び黒川行政への消防費負担金などがございます。なお、今年度事業としまして、不来内地区の防火水槽設置工事などを計上してございます。

第9款教育費4億9,423万2,000円で、前年比5,501万5,000円の減となっております。

第1項教育総務費8,111万3,000円で、前年比1,371万2,000円の減となっております。教育委員並びに職員人件費、奨学資金貸付、外国語指導助手経費、不登校対策としての子どもの心のケアハウス事業、学校教育充実のための指導主事配置事業などが主なものでございます。

第2項小学校費9,752万7,000円で、前年比2,403万9,000円の増となっております。教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、小学校施設管理費などがございます。教員補助者の増員、新型コロナウイルス感染症対応としてのスクールバス増便、正門周辺等舗装工事等により増額となったものでございます。

第3項中学校費5,180万5,000円で、前年比8,544万3,000円の減となっております。内容は小学校費と同様ですが、前年度、大郷中学校トイレ改修工事完了により、大幅に減額となったものでございます。

第4項社会教育費8,615万5,000円で、前年比236万8,000円の減でございます。人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、施設維持管理費経費などがございます。学校支援事業、社会教育施設整備工事の完了などにより、減額となるものでございます。

第5項保健体育費1億7,763万2,000円で、前年比2,246万9,000円の増でございます。職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食費実質無償化事業、秋祭り事業費などがございます。学校給食センター施設整備工事、人事異動による職員人件費の増などにより、増

額となったものでございます。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費4,000円でございます。東日本大震災復興基金の利子積立てでございます。

第2項公共土木施設災害復旧費1,000円、第3項農林水産施設災害復旧費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第11款公債費第1項公債費4億1,853万9,000円で、前年比3,390万6,000円の増となっております。通常債に係る元金返済金3億8,561万9,000円、災害援護資金貸付金償還元金693万円、利子分2,599万円でございます。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万円でございます。前年同額の計上でございます。

歳出合計51億円でございます。

続きまして、8ページを御覧いただきます。

第2表 債務負担行為について説明をいたします。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、ふれあいセンター農園賃貸借。期間は令和3年度から7年度までで、限度額を308万円とするものでございます。都市と農村との交流を図り、農業振興とまちづくりに寄与する農園を借受けするものでございます。

2、小規模事業者経営改善資金利子補給で、期間は令和3年度から令和6年度まで、限度額を142万3,000円とするものでございます。資金融資の利用者に対し、1%の利子補給を3年間にわたり実施するものでございます。

3、大郷町奨学資金貸与、令和3年度貸付分で、期間は令和3年度から6年度までで、限度額1,080万円とするものでございます。令和3年度貸付者に係るものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表 地方債について御説明をいたします。

1、臨時財政対策債。令和3年度地方財政対策に基づく発行見込額によるものでございまして、限度額は1億9,818万8,000円でございます。起債の方法は証書借入。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行ったものにおいては当該見直し後の利率とし、償還方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または、

繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてございます。臨時財政対策債につきましては、後年度100%交付税措置されるものがございます。

2、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業で、内容としましては、町道改良工事、測量設計業務に係るものがございます。限度額は1,260万円で、起債の方法、利率、償還方法は前記と同じでございます。本事業に関する充当率は、補助裏に対する90%で、充当率のうち財源対策部分である40%部分に対し、50%の交付税措置が講じられる予定でございます。

3、緊急しゅんせつ推進事業、河川の堆積土砂のしゅんせつに係るものがございます。限度額は6,230万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同じでございます。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%が交付税措置されるものであります。

4、公営住宅建設事業。東日本台風により被災した方への災害公営住宅整備並びに希望の丘団地外壁等修繕事業に係る起債でございます。限度額を7,620万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は、補助残の100%でございます。交付税措置はございません。

5、圃場整備事業。前川地区県営圃場整備事業経営体育成換地等調整事業に係る起債でございます。限度額を680万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は補助残に対し90%。充当率のうち、財源対策部分である40%部分に対し、50%の交付税措置が講じられるものがございます。

6、公共施設等適正管理推進事業。経年劣化しましたふれあいセンター21の屋根、外壁塗装等工事に係る起債でございます。限度額6,440万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は90%でございます。30%から50%分を交付税措置されるものがございます。

7、公共用地整備事業。中村原地区の分譲地造成工事の道路等分に係る起債でございます。限度額2,400万円でございまして、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は75%でございます。交付税の措置はございません。

8、都市防災総合推進事業。中粕川地区の防災拠点整備事業に係る起債でございます。限度額2,070万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は補助残に対し90%で、

充当率のうち本来分の80%の57%。財源対策債分の10%の50%が交付税措置、講じられるものでございます。

9、宅地かさ上げ安全確保事業。中粕川地区の宅地かさ上げ安全確保事業に係る起債でございまして、限度額680万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。こちらも本事業に関する充当率は補助残に対して90%で、充当率のうち本来分80%の57%。財源対策分の10%の50%が交付税措置されるものでございます。

地方債合計 4億7,198万8,000円でございます。

以上で、議案第22号につきましての提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第22号の説明を終わります。

ここで、他の公務のため議場を離れますので、この際副議長と交代をいたします。

〔議長の交代〕

副議長（若生 寛君） すみません。議長と交代いたしました。引き続き議事を続けます。

ここで10分間休憩します。

午 前 10時41分 休 憩

---

午 前 10時50分 開 議

副議長（若生 寛君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第23号及び議案第25号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第23号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の116ページをお開きください。

議案第23号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,567万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定

による一時借入金の前借入れの最高額は4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は8億9,567万4,000円で、令和2年度当初予算と比較しますと5,598万2,000円、率にして5.9%の減となりました。令和元年台風19号に伴う被災者の一部負担金の免除等により、令和2年度分の保険給付費を多く見込んでいたことにより、減額となったものでございます。

117ページをお開き願います。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億6,128万3,000円は、保険税収納見込額で、前年と比較し17万3,000円、率にして0.11%の減でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料でございます。

第3款県支出金第1項県補助金6億6,988万4,000円は、葬祭費や出産一時金を除く保険給付費相当額について交付される普通交付金と、国保財政に影響を与える特例事情に応じて交付される県繰入金、医療費の抑制に努めた保険者努力支援金などを含んだ特別交付金です。

第4款財産収入第1項財産運用収入6万9,000円は、財政調整基金の預金利子でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金4,820万2,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

同じく第2項基金繰入金1,618万円は、国保財政調整基金からの繰入れで、財源調整のための基金繰入でございます。

第6款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度からの繰越金で、科目計上でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料2,000円は、保険税の延滞金



で、科目計上でございます。

同じく第2項雑入3,000円は、交通事故など第三者行為に係る納付金などを見込んでおります。

以上、歳入合計8億9,567万4,000円でございます。

続きまして、118ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費273万円は、レセプト点検業務の委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会への負担金などに要する経費でございます。

第2項徴税費582万2,000円は、保険税の賦課徴収に係る経費、保険税の完納報奨金などです。また、令和2年度から新たに実施しました子育て支援策であります18歳未満の被保険者に係る均等割相当額の補助事業を3年度も継続いたします。

第3項運営協議会費24万9,000円は、国保運営協議会に要する費用でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費5億6,978万6,000円は、療養給付費等の国保連合会への負担金でございます。令和元年台風19号に伴う被災者の一部負担金の援助などにより、令和2年度分において医療費を多く見込んでいたことにより、昨年度と比較しまして3,560万9,000円、率にして5.9%の減となっております。

第2項高額療養費7,897万円は、一般被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

第3項移送費1,000円につきましては科目計上でございます。

第4項出産育児諸費294万2,000円は、7件分の出産育児一時金でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件分の葬祭費でございます。

第3款国民健康保険事業納付金第1項医療給付費分1億4,607万9,000円は、被保険者の医療給付費として県に納付するものでございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分5,494万1,000円は、被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に対応する県への納付金でございます。

第3項介護納付金分1,517万1,000円は、被保険者に係る介護納付金に対応する県への納付金でございます。

第4款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1,000円は、科目計上でございます。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1,353万1,000万円は、

特定健康審査及び特定保健指導に要する経費でございます。

第2項保健事業費215万円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費の通知、各種住民健診に対する助成など、疾病予防対策事業に要する費用でございます。

6款基金積立金1項基金積立金6万9,000円は、財政調整基金に係る利子積立金でございます。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金100万1,000円は、過年度分の保険税還付金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は昨年と同様100万円を計上しております。以上、歳出合計8億9,567万4,000円でございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

失礼しました。

第2款保険給付費第6項傷病手当諸費は48万円です。一般被保険者の傷病に係る手当でございます。

続きまして、議案第25号の提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の152ページをお開きください。

議案第25号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,302万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は8,302万1,000円で、令和2年度の当初予算と比較すると79万4,000円、率にして0.9%の減となりました。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料徴収経費と広域連合に納付する納付金が主なものでございます。

153ページをお開き願います。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料5,752万7,000円は、年金からの特別徴収並びに普通徴収による保険料でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金19万8,000円は、後期高齢者医療システム改修費用への補助金です。

第4款繰入金第1項一般会計繰入金2,517万3,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰入金でございます。

第5款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で、科目計上でございます。

第6款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、広域連合からの還付金や還付加算金でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計8,302万1,000円でございます。

続きまして、154ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費165万6,000円は、保険証発送などの一般事務に要する経費でございます。システム改修費用の減により、昨年度より153万5,000円の減になっております。

第2項徴収費3万4,000円は、徴収事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金8,112万円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計8,302万1,000円でございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第23号、議案第25号につきまして、事項別明細を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（若生 寛君） 以上で、議案第23号及び議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第24号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第24号につきまして御説明申し上げます。

各種会計予算書133ページをお開き願います。

議案第24号 令和3年度大郷町介護保険特別会計予算。

令和3年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,983万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、概要でございます。

令和3年度の予算の編成に当たりましては、第8期介護保険事業計画により編成をいたしました内容及び令和2年度予算の執行実績を勘案して積算を行ったものでございます。予算の総額は10億5,983万9,000円、前年対比で2,761万7,000円の増でございます。前年度計画しました大郷町高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画策定されたことに伴い、総務費においては減額するものの、保険給付費につきましては実績等を考慮し、前年比で約3,000万円の増を見込みました。基金繰入金は第8期

介護保険事業計画で期間内に3,300万円を繰り入れ、保険料軽減に資するものとなっております。

それでは、134ページの第1表によりまして、款項ごとに主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料2億1,625万4,000円です。第1号被保険者に係る保険料収入となっており、被保険者数につきましては、特別徴収の方が2,683名、普通徴収271名で積算しております。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料1万5,000円です。督促手数料となります。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金は2億7,350万2,000円です。第2号被保険者及び介護予防日常生活支援総合事業に係る支払基金からの交付金でございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金1億7,240万6,000円で、介護給付費の国庫負担分でございます。

第2項国庫補助金7,485万3,000円で、調整交付金等でございます。

第5款県支出金第1項県負担金1億5,054万5,000円は、介護給付費負担金の県負担分でございます。

第2項県補助金761万6,000円につきましては、地域支援事業に係る補助金の県負担分となっております。

第6款財産収入第1項財産運用収入3万7,000円。介護給付費準備基金の利子の計上でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金1億5,336万6,000円は、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰入れでございます。

第2項基金繰入金1,123万7,000円は、介護給付費準備基金の繰入金でございます。保険料水準の維持のため、前年度に引き続き、繰入れを行うものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,000円は、科目計上のみでございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円。こちらも科目設定のみの計上でございます。

第2項雑入6,000円。これにつきましても同様でございます。

以上、歳入合計10億5,983万9,000円でございます。

次に、歳出になります。

第1款総務費第1項総務管理費754万6,000円でございます。電算システムほかの一般事務経費となります。前年度策定しました大郷町高齢者

福祉計画、第8期介護保険事業計画策定終了に伴いまして、前年比で332万8,000円の減でございます。

第2項徴収費16万1,000円。徴収事務経費の計上でございます。

第3項介護認定審査会費854万9,000円。調査員の報酬のほか、介護認定審査会に係る黒川地域行政事務組合負担金等を計上したものでございます。

第4項運営協議会費2万2,000円は、委員報酬等でございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費8億7,534万9,000円。在宅介護サービスほかの介護サービス給付費でございます。

第2項介護予防サービス等諸費2,344万8,000円は、予防サービスに関する給付費でございます。

第3項高額介護サービス費2,251万1,000円及び第4項高額医療合算介護サービス等費302万4,000円。実績からの計上でございます。

第5項特定入所者介護サービス等費6,936万5,000円。こちらも同様でございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費939万8,000円は、介護予防訪問介護サービス等に要する経費の計上でございます。

第2項一般介護予防事業費987万7,000円は、健康長寿対策事業等に関する費用の計上でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費2,705万1,000円は、地域包括支援センターの運営経費のほか、緊急通報システム等の計上でございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金3万7,000円で、介護給付費準備基金に係る利子の積立て分でございます。

第5款公債費第1項公債費5万円は、一時借入金の利子の計上をしたものでございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金25万2,000円につきましては、保険料の還付金等でございます。

第7款繰出金第1項繰出金1,000円は、科目設定のみでございます。

第8款予備費第1項予備費として、300万円を前年同様に計上したものでございます。

歳出合計10億5,983万9,000円となります。

説明につきましては以上でございます。

事項別明細書を御確認の上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（若生 寛君） 以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第26号及び議案27号、議案第28号、議案第30号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第26号につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

161ページをお開き願います。

議案第26号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計予算。

令和3年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,909万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御報告いたします。

令和3年1月末における処理区域内戸数は1,276戸です。人口は3,590人であり、うち水洗化は1,051戸、人口は3,061人で、水洗化率は85.3%となっております。

令和3年度の当初予算につきましては、下水道長寿命化に向けた新たな計画策定の実施などにより、前年比2,138万9,000円の増額、率にして9.4%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を御説明いたします。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金66万円は、受益者負担金の収入

見込額です。前年度比44万円の増額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4,615万8,000円は、下水道使用料の収入見込額です。前年度比221万5,000円の減額です。

第2項手数料10万6,000円は、公認業者、責任技術者登録手数料です。前年度比8万円の減額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金2,500万円は、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ改築更新工事並びに公共下水道ストックマネジメント計画策定業務に係る社会資本総合整備交付金です。前年度比1,000万円の増額です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1億4,963万4,000円は、財源調整に伴い不足分について一般会計からの繰入れによるものです。前年度比254万4,000円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度の繰越金の収入見込額です。前年度比110万円の減額です。

第6款諸収入第1項雑入23万5,000円は、排水設備指定工事店保証金積立ての利子並びに下水道フェアに伴う助成金です。前年度と同額の計上です。

第7款町債第1項町債2,680万円は、マンホールポンプ改築更新工事並びに公共下水道ストックマネジメント計画策定業務に係る下水道事業債並びに公営企業会計適用業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比1,180万円の増額です。

歳入合計で2億4,909万3,000円とするものです。

次に、次ページの歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費7,157万2,000円は、職員の人件費、マンホールポンプなどの施設の維持管理に伴う修繕料や点検業務、水質検査業務、料金計算業務などの委託料、吉田川流域下水道維持管理負担金などです。公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の実施により、前年度比万1,875万3,000円の増額です。

第2項下水道建設費3,877万8,000円は、公共下水道汚水ます設置工事、マンホールポンプ改築更新工事、下水道管渠敷設箇所の舗装補修工事などによるものです。公共汚水ます設置箇所並びに舗装復旧工事費の増により、前年度比514万8,000円の増額です。

第3項流域下水道費100万3,000円は、吉田川流域下水道建設事業負担金及び公債費利子負担金などです。前年度比55万4,000円の増額です。

第2款公債費第1項公債費1億3,724万円は、下水道事業債の元利並び



に利子償還金で、前年度比306万6,000円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で2億4,909万3,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、令和3年度大郷町水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和3年度から令和7年度までと定め、限度額を3万円とするものです。水洗便所改造資金に伴う資金借入者に対し、借入期間の利子補給を行うものです。

事項2、令和3年度大郷町水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページの第3表 地方債です。

1、起債の目的である公共下水道事業につきまして、限度額を2,500万円、起債の方法を証書借入、利率を5.0%以内とするものです。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものでございます。

2、起債の目的である公営企業会計適用事業につきまして、限度額を180万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、公共下水道事業と同じです。

以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第27号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

182ページをお開き願います。

議案第27号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算。

令和3年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,418万8,000円と

定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御説明申し上げます。

令和3年1月末における処理区域内戸数は258戸です。人口は778人。うち、水洗化戸数は199戸、人口は618人で、水洗化率は79.4%となっております。

令和3年度の当初予算につきましては、前年度農業集落排水施設機能診断業務の完了などにより、前年度前年度比303万6,000円の減額、率にして5.3%の減となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金19万8,000円は、受益者分担金の収入見込額です。前年度比4万8,000円の増額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料565万2,000円は、農業集落排水使用料の収入見込額で、前年度比164万6,000円の増額です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金4,653万8,000円は、財源調整に伴い、不足分について一般会計からの繰入金によるものです。前年度比303万円の減額です。

第4款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度の繰越金の収入見込額です。前年度と同額計上です。

第5款町債第1項町債130万円は、公営企業会計適用業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比130万円の増額です。

歳入合計で5,418万8,000円とするものです。

続きまして、次ページの歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費2,455万1,000円は、職員の人件費、マンホールポンプ・処理場の維持管理費、点検清掃業務、汚泥処理費、料金計算業務の委託料、事務経費などによ

るものです。農業集落排水施設機能診断業務の前年度完了により、前年度比305万5,000円の減額です。

第2項農業集落排水事業建設費198万円は、公共污水ますの設置工事費の計上です。前年度と同額の計上です。

第2款公債費第1項公債費2,715万7,000円は、起債の元利並びに利子償還金で前年度比1万9,000円の増額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で5,418万8,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、令和3年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和3年度から令和7年度まで、限度額を1万6,000円とするものです。水洗便所改造に伴う資金借入者に対し、借入期間の利子補給を行うものです。

事項2、令和3年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

続きまして、186ページ、第3表 地方債です。

起債の目的であります公営企業会計適用事業につきまして、限度額を130万円、起債の方法を証書借入、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

以上で、議案第27号の提案理由の説明を終わります。

202ページをお開き願います。

議案第28号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第28号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算。

令和3年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,706万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、設置状況について御説明いたします。

処理区域内における令和3年1月末の浄化槽設置基数は690基であります。水洗化人口は2,039人となっており、計画処理区域人口3,542人に対し、水洗化率は57.6%となっております。

令和3年度の当初予算につきましては、合併浄化槽の設置基数を前年度当初と同数の15基を見込んでおり、予算額については町管理基数の増により前年度比72万8,000円の増額、率にして1.1%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を説明いたします。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金73万円は、合併浄化槽15基分の受益者分担金の収入見込額で、前年度と同額を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料第1項使用料2,159万9,000円は、合併浄化槽使用料の収入見込額で、前年度比29万4,000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金490万円は、合併浄化槽15基分の設置に伴う国庫補助金です。前年度と同額の計上です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金3,053万8,000円は、財源調整に伴い、不足分について一般会計からの繰入によるものです。前年度比113万4,000円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金550万円は、前年度の繰越金見込額で、前年

度比100万円の減額です。

第6款諸収入第1項雑入20万円は、消費税並びに地方消費税の還付金の見込額で、前年度と同額を見込んでおります。

第7款町債第1項町債860万円は、浄化槽設置工事に伴う下水道事業債及び公営企業会計適用業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比30万円の増額です。

歳入合計で6,706万7,000円とするものです。

次ページになります。歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費4,328万5,000円は、職員の人件費、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検・法定検査委託料、排水設備設置補助金などです。町管理設置基数の増などにより前年度比115万4,000円の増額です。

第2項合併浄化槽建設費1,452万2,000円は、合併浄化槽15基分の設置工事並びに事務経費などです。前年度比6,000円の減額です。

第2款公債費第1項公債費876万円は、起債の元金・利子償還金です。前年度比42万円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で6,706万7,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和3年度から令和7年度までとし、限度額を1万6,000円とするものです。水洗便所改造に伴う資金借入者に対し、借入期間の利子補給を行うものです。

事項2、令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額を、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページの第3表 地方債になります。

起債の目的である1、合併処理浄化槽整備事業につきまして、限度額を830万円、起債の方法を証書借入、利率を5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議

するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとする。

2、公営事業適用事業につきまして、限度額を30万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、合併処理浄化槽整備事業と同じです。

以上で、議案第28号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、231ページをお開き願います。

議案第30号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第30号 令和3年度大郷町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は2,690戸で、前年度比18戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総給水量は79万2,000立方メートルで、前年度比2万立方メートルの減を見込んでおります。

第3号 1日平均給水量は2,163立方メートルで、前年度比56立方メートルの減を見込んでおります。

第4号 主要な建設改良事業は、老朽管更新事業などがございますが、粕川大橋添架管更新工事、川内地区の配水管敷設工事、中村地区の配水管敷設替工事や消火栓設置告示、大松沢地区の石綿セメント管更新工事などを予定しており、予算額が2億2,867万6,000円で、前年度比1億7,177万8,000円の増でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入です。

第1款水道事業収益を2億4,114万1,000円とするものです。前年度比372万9,000円の増額、率にしまして1.6%の増を見込んでおります。

第1項営業収益2億2,084万7,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおり、新規加入者の増などにより、前年度比348万8,000円の増額です。

第2項営業外収益2,029万2,000円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利息が主なもので、前年度比24万1,000円の増額です。

第3項特別利益2,000円は、科目の計上によるものです。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億3,251万1,000円とするものです。前年度比3,422万3,000円の減額、率にして12.8%の減となっております。

第1項営業費用2億2,057万9,000円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や漏水調査、配水管電気設備の修繕料などの給水原水費、職員の人件費やメーター検針業務、水道料金システム委託料などの総係費、建物・構築物などの減価償却費などで、前年度水道施設監視通報装置更新業務などの完了により、前年度3,498万7,000円の減額です。

第2項営業外費用1,093万円は、企業債の利息などによるもので、前年度比76万4,000円の増額です。

第3項特別損失2,000円は、科目の計上です。

第4項予備費は、100万円を計上してございます。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,678万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,131万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,546万5,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を1億9,469万7,000円とするものです。前年度比1億4,470万3,000円の増額、率にしまして289.7%の増を見込んでおります。

第1項工事負担金、第2項他会計負担金1,000円は、科目の計上です。

第3項企業債1億3,600万円は、粕川大橋添架管更新事業に伴う企業債で、前年度比1億270万円の増額です。

第4項国庫支出金5,700万円は、粕川大橋添架管更新事業に係る国庫支出金で、前年度比4,034万円の増額です。

第5項出資金1,000円は、科目の計上です。

第6項他会計補助金169万4,000円は中村地区消火栓設置工事に係る補助金の計上によるものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出を2億7,148万円とするものです。前年度比1億7,344万4,000円の増額、率にしまして176.9%の増となっております。

第1項資産購入費13万2,000円は、水道管圧着機購入費の計上によるも

のです。

第2項建設改良費2億2,867万6,000円は、粕川大橋添架管更新工事、川内地区配水管敷設工事、中村地区配水管敷設替工事、消火栓設置工事、長崎地区配水管敷設替工事、大松沢地区の石綿セメント管更新工事によるもので、前年度比1億7,177万8,000円の増額となっております。

第3項企業債償還金4,267万2,000円は、石綿セメント管更新事業などに伴う企業債の元金償還金で、前年度比153万5,000円の増額となっております。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的であります1、粕川大橋添架管更新事業につきまして、限度額を1億1,400万円、起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借換えすることができるものとするものです。

次に、起債の目的であります2、水道管路近代化推進事業につきまして、限度額を2,200万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、粕川大橋添架管更新事業と同じです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

(議会の議決を経なければ、流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費につきまして、1,182万6,000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

令和3年3月3日 提出



大郷町長 田 中 学

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第30号につきまして、それぞれ予算事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

副議長（若生 寛君） 以上で、議案第26号及び議案第27号、議案第28号、議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第29号について説明を求めます。復興定住推進政策課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第29号について、提案理由を御説明いたします。

各種会計予算説明書の222ページを御覧願います。

議案第29号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

令和3年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,689万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

当会計は、鶉崎地区、恵の丘団地の整備分譲を契機として創設された宅地分譲事業特別会計となります。恵の丘、中粕川地区かさ上げ宅地、中村原地区分譲宅地の3団地の販売関連費用、維持管理費用、宅地造成事業費及び公債費について計上した予算内容となっております。

223ページを御覧願います。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに、歳入ですが、第1款国庫支出金第1項国庫補助金3,802万1,000円です。中粕川地区かさ上げ宅地安全確保事業に係る社会資本整備総合交付金で、道路等公共施設分の一般会計と宅地分譲事業特別会計分を面積按分し、83%分を計上しております。

第2款繰入金第1項他会計繰入金1億6,232万6,000円です。事務費、建設費、公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第3款繰越金第1項繰越金1,000円です。科目計上となります。

第4款財産収入第1項財産売払収入5,654万8,000円です。恵の丘団地

及び中村原団地の宅地販売収入となります。

歳入合計は2億5,689万6,000円となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

224ページをお開き願います。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費5,670万2,000円です。恵の丘団地、中村原団地の2団地に係る販売宣伝経費、維持管理経費及び宅地売払分の収入分の一般会計繰出金となります。

第2項宅地造成事業費1億9,327万3,000円です。中粕川地区かさ上げ宅地安全確保事業に係る詳細設計委託費、造成工事費、土地購入費及び中村原団地宅地造成事業に係る樹木伐採費、造成工事費などが主なものとなります。中村原団地の造成事業費につきましては、一般会計の災害公営住宅整備事業と面積按分して計上しております。

第2款公債費第1項公債費682万1,000円です。造成事業費として借入れした町債の元金と利子の償還金となります。

3款予備費1項予備費10万円です。

歳出合計は2億5,689万6,000円となります。

以上、歳入歳出予算は2億5,689万6,000円となり、前年度当初予算との対比では2億4,434万2,000円の増額となっております。

議案第29号 宅地分譲事業特別会計予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

副議長（若生 寛君） これをもって、議案第29号の説明を終わります。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 開議

副議長（若生 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長戻ってくるはずなんだけれども。戻ってこないのか。

議長が戻りましたので、議長と交代いたします。

〔議長交代〕

議長（石川良彦君） 副議長と交代をいたしました。

引き続き会議を開きます。

総括質疑の前に、地域整備課長から、先ほどの会議における議案第27号

令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算に欠落事項があったという申出がありましたので、発言を許します。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 182ページをお開き願います。

議案第27号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算中、地方債の部分につきまして欠落がございました。改めて御説明させていただきます。

（地方債）

第3条 地方自治法230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

地方債の内容につきましては、先ほど御説明いたしたとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（石川良彦君） それでは、これより、議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

まず、議案第22号について総括質疑を行います。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長の施政方針と絡めて、今回の予算についてお聞きしたいんですが、施政方針6ページの中で、町長は里山である縁の郷一帯を春夏秋冬それぞれの魅力と、人工的な施策が総合効果をなすアドベンチャースポーツ、冒険体験施設などと道の駅やその他の観光施設、地域資源と有機的に結びつけた取組を、官民連携しながら進めてまいるという方針述べておりますが、この考え方とこれが予算にどのように反映されているのか。その辺についてまずひとつお聞きしたいと思います。

それから、学校の教育関係なんですが、今回のいろいろな予算を見ていると、どうも町教育委員会、実質的に、いじめの関係なんですね。いじめとか不登校の問題について。一時は解決されたというようなことを聞いたんですが、聞くところによると、最近またその傾向が出始めているということがあるんですが、実態がどうなっているのか。

また、令和3年度において、その辺がどのように今回予算の中で解決しようとしているのか。ただ単に、任せているところでは、何かあったね、町独自に、教育委員会独自としてどのように考えて、それを委託先

にお願いするような形になるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、職員の全体的な増員についてですが、前の条例の一部改正の中で総務課長から、6人新たな職員を増やすあるいは再任用で何人か増やすという話があったんですが、どのページ見てもそれが実態としてこの予算の中には人口、いわゆる職員が増えるという数字が出ていないんですが、どのようにそれを裏づけるのか。その3つについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 観光振興の考え方と連携した内容で、施政方針申し上げましたが、今ここで予算をもって云々なんていうものではございませんで、縁の郷、このたび後で事業委託する、その中で今後こうであろうという町のコロナ禍が収束した後の、まちづくりの考え方を述べているので、これを具体的に何をやるか、予算に反映しているというものでございませぬので、御安心していただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

いじめに関してというお話でございましたが、令和2年度におきまして小学校、中学校で児童生徒間の言葉遣いであったり、友達の接し方によっていじめといいますか、小さい小競り合いというものはございまして、教育委員会に学校から報告されております。それに関しましては、学校で両者の話を聞いて十分解決できるということの報告を受けてございます。

そのような問題が、なかなか解決が難しい大きな問題となりましたら、いじめ問題対策専門委員会、いじめ対策連絡協議会等組織しておりますので、そちらで議題として捉えて対応策を検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。（「不登校」の声あり）学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） すみません。不登校に関しましては、もちろん今年度もゼロにはなっておりませぬで、ケアハウスに通所している方、それから学校で、教室でなくて別室に登校しているという状況はございます。そちらにつきましては、引き続きケアハウスの体制を整えまして、スクールソーシャルワーカーとの相談体制も構築しまして、対応に当たっていきたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

職員につきましては、4月1日人事異動前でございますので、これは1つのルールとして1月1日現在の現員、現級で予算を計上させていただいておりますので、4月1日の人事異動後、しかるべき補正予算で人件費の調整をすることでございます。なお、会計年度任用職員につきましては、必要とする各款項に報酬、費用弁償等計上しております。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ありがとうございます。

今、町長から考え方であって、何ら予算的なものには載っていないし、令和3年度においてもその辺の心配はないという意味合いの言葉として、私受け取ったんですけれども、ならば施政方針の中で、何を意味して書いたのか。私は令和3年度の中でそういう方向づけを、いずれ今回当初予算になくとも、いずれそういうものに準備していくんだという姿勢が出てくるのかなと。そうすれば、おのずから何らかの形で金の関係も予算の関係も出てくるのかなと思ったんですが、今回そうしますとこれは施政方針の考え方であって、令和3年度については何ら予算的な問題はないという、関係ないということに理解していいのか、もう一度聞きたいと思います。

それから、不登校あるいはいじめの問題なんですが、なければそれでいいんですが、ただ私考えたのは、町として町の教育委員会として、心のケアハウスをつくったということで、それにまるきり投げやりではなく、町としてどうするのか。教育委員会としてどうするのか。その辺のきちんとした考え方があってこそ、初めて心のケアハウスで働いている方々にも伝わって、そのやり方といいますか、対応の仕方が出てくると思うんですね。そういう点でもっと具体的にこの予算のどこかでそういうことも示すべきではないかと思ったので、あえてお聞きしたんですが、その辺もう一度お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 心のケアハウスとか、そういったこと。個別案件については詳しくは予算審査で（「いやいや、そうです、はい」の声あり）やっていたら、大枠についての考え方についてだけ答弁求めますから。

12番（千葉勇治君） とにかく、そういうことでお願いします。

それから、総務課長に、今回はあくまで3年1月現在だという話なんですけど、ここに出てくる97からですか、給与費の明細ということで、98から100ページまで給料が、職員の人数について出ているわけですが、こ

れはあくまで予算であって、そうしますと4月1日からの採用によって変わってくるということで、この数字というのはそうしますと、今後の将来にわたる令和3年度における職員の人数については、何らというかほとんど参考にならないということで理解していいんですか。その辺併せてお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問の前段に、子供たちからいただいた大郷町のまちづくりの未来に向けてこういう町になりたい、こういう町をつくってみたい、こういう町にしていこうという子供たちの夢が、1冊の資料にまとめたものを、私いただいて目を通して、その中に自然というものの大切さなるものが子供たち、どのチームにも、11チーム自分たちの考え方、出している、その11チーム、どのチームにも自然というものにすごく愛着を持っている、そのことに私の気持ちもそうありたいと、前々から思っていたものですから、つくるのであれば縁のあの付近か、じゃあ考えてみようと。

令和3年度、何らかのアクションを起こしたいなと思っていますので、官と民、官が提案する、民がそれを受ける立場になるか、民が国に予算を提案するかもしれませんし、いずれにしてもその子供たちの思いを令和3年度に何とか絵を描いてみたいなどと、そんな思いからこの施政方針に申し上げる1こまがあったと理解していただいて、別にここで予算がないから仕事ができないでなくて、予算が町になくてもいろいろなやる方法、民間と考えていこうということで、縁もそういう委託をこっちでお願いしなくても、自分たちで生み出す努力をするという民間の手法が、この観光事業に取り組んであるとだけいただければよろしいのかと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えいたします。

まず、考え方の基本としまして、今小中学校に行っている子供たちは、とにかく新しい不登校を生まないように、今の小中学校の教育の充実を図りながら進めてまいりたい。子供たちにとって魅力ある学校づくりを、日々の教育活動の中で充実していきたい。それがまず1つ目でございます。

そういうことをやっても、何らかの理由で学校に行けなくなる子供たちもいるわけでございまして、そういう子供たちにとりましては、ケアハウスをよりどころにして、何とか学校に復帰するような、あるいは

は社会的な自立を図れるような支援をしてまいりたいと思っております。

もう一つは、学齢期の子供にあっても、学校にもケアハウスにも来れない子供もおるわけでございます。そういった子供につきましては、町民課等、保健福祉課等と連携を取りながら、家庭訪問等しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

当初予算に計上しておりますのは、あくまでも1月1日現在の現員、現級でございますので、新規採用職員の分は含まれておりません。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、総務課長にお聞きしたいんですが、この人数に縛られることなく6人増えるというあの答えの中で、答弁の中で、我々はもっといろいろな室を広くいっばいつくる中でも、十分に対応できる人材といいますか、頭の数よりしろということで理解していいんですね。その辺もう一度確認しておきたいと思えます。

それから、町長にお聞きしておきたいんですが、これは今最終的には民の力によってそれができようであろうということで答弁されましたが、町が企画して、最終的には財は民の力でやるということで理解していいような答弁でしたが、それでいいんですね。

議長（石川良彦君） まず、最初に総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 組織の充実に伴って、新規採用職員も増にしているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大郷町のまちづくりですから、国の補助金を得るために町経由で国に申請をする、そういう作業は行政として当然やらなければなりませんので、いかにしても本町で町の財源をそれこそ支出するような事業じゃなくて、民間に手伝いをもらえるような、民間がそれを使って利益を上げるような、そういう環境でありたいと考えています。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） まず、今回の一般会計なんですけれども、予算編成の最高責任者である町長にお聞きしたいと思います。平成29年9月以来、当初から田中町長の政治信条として掲げてきている町民第一主義としている中で、少年には夢を、青年には希望を、壮年には活力を、壮年には生

きがいを。ということは、今回の令和3年度施政方針にも掲げていますけれども、このようなことをどのように今回の予算編成に当たって、反映させて行ったのか。行かせたのかお聞きしたいんですけれども、町長お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 大郷町という町がそういう町でありたいと、そういう気持ちで私はこの後書きにつづったものでありますので、だからじゃあ、その少年には夢を与えるための予算措置しているのかということになれば、予算措置はしておりません。おりませんが、関係する課で、学校教育もそうであります。産業振興、まちづくりもそうであります。いろいろな形でこの項目に対応できるような、そういう予算も含まれている51億円の一般会計です。その中で、どこの課、どの課で子供に夢を与えるような施策をやる、また青年には希望が持てるような、仕事のできるような、また壮年には活力のある一生懸命あせを流す、流して身になる、そういう環境の町でなければならない。老年にはここで頑張っただけよかったなど、そう思えるような親切な町でありたい。細かいことにごちゃごちゃ言うんじゃないで、大局に立ってこの町をどうしていくかという思いを、私はこれにつづっているのでありますから、あえてどの課に、少年に夢を与える予算が入っているかということになると、入っておりませんので、各課で私が申し上げている内容のまちづくりに向かって、全課挙げてこの町が豊かで持続可能な、今日よくてあした駄目になるような町でなくて、あしたもあさっても、来年も継続できるような町にするための51億円でありますので、今後そのような気持ちになって、今までここに何十年も生活してきた我々が、さらに何か特長のある、今の大郷に特長がない、どうやって特長を、大郷町に何をもって特長というものをつくり出すか。どうぞ14名の議員の皆さんに1人1つずつ何か提案をしていただくことによって、この51億円が生きてくるものと思います。我々、全課挙げても足りない部分がいっぱいございますので、だから子供たちが大人に活を入れなくてないということで、あれを書いたようであります。恥じないように頑張ってください。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。（「ないの」の声あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第22号の総括質疑を終わります。

次に、議案第23号について総括質疑を行います。ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第23号の総括質疑を終わります。

次に、議案第24号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第24号の総括質疑を終わります。

次に、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第25号の総括質疑を終わります。

次に、議案第26号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑を終わります。

次に、議案第27号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

次に、議案第28号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第28号の総括質疑を終わります。

次に、議案第29号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第29号の総括質疑を終わります。

次に、議案第30号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第30号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号から議案第30号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第30号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

午 後 1 時 5 5 分 休 憩

---

午 後 2 時 0 1 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に赤間茂幸議員、副委員長に石川壽和議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月17日までの期間、本会議を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月17日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る3月18日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会となります。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 0 2 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員